

中労委、平5不再13、平11.11.24

命 令 書

再審査申立人 東日本旅客鉄道株式会社

再審査被申立人 国鉄労働組合東京地方本部

主 文

- I 初審命令主文第1項を次のとおり改める。
- 1 再審査申立人東日本旅客鉄道株式会社は、品川駅の首席助役、総括助役及び助役、浜松町駅の駅長及び助役、原宿駅の駅長並びに高崎給電区の区長を通して、再審査被申立人国鉄労働組合東京地方本部の下部組織の国鉄労働組合東京地方本部新橋支部品川駅分会、同浜松町駅分会、同原宿駅分会及び同高崎給電区分会所属の組合員に対して、国鉄労働組合からの脱退勧奨を行うことにより、再審査被申立人組合の組織、運営に支配介入してはならない。
- II 初審命令主文第2項中記を次のとおり改める。

記

当社が、品川駅の首席助役、総括助役及び助役、浜松町駅の駅長及び助役、原宿駅の駅長並びに高崎給電区の区長を通して、貴組合の組合員に対し、貴組合からの脱退を勧奨したことは、不当労働行為であると中央労働委員会により認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

平成 年 月 日

国鉄労働組合東京地方本部
執行委員長 X 1 殿

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役 Y 1

- III 再審査申立人のその余の再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要

- 1 本件は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という。）の品川駅の首席助役、総括助役及び助役、浜松町駅の駅長及び助役、原宿駅の駅長並びに高崎給電区の区長（以上併せて「駅長、区長及び助役ら」という。）が、

それぞれ国鉄労働組合（以下「国労」という。）東京地方本部新橋支部品川駅分会、同浜松町駅分会、同原宿駅分会及び同高崎給電区分会に所属する組合員に対し、国労からの脱退を勧奨したことが不当労働行為であるとして、昭和63年2月26日、国労東京地方本部から東京地方労働委員会（以下「東京地労委」という。）に対し、救済申立てのあった事件である。

2 初審東京地労委は、平成5年2月25日、駅長、区長及び助役らの言動等は、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為に当たるとして、会社に対し、駅長、区長及び助役らの脱退勧奨による支配介入の禁止並びに文書掲示を命じた。

3 会社は、これを不服として、同年3月11日、再審査を申し立てた。

第2 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、本件初審命令理由第1の「認定した事実」のうち、その一部を次のとおり改めるほかは、当該認定した事実と同一であるので、これを引用する。この場合において、引用した部分中、「申立人」を「再審査被申立人」と、「被申立人」を「再審査申立人」と、「本件申立て当時」を「本件初審申立て当時」と、それぞれ読み替えるものとする。

1 2を次のように改める。

2 会社における労使関係

(1) 会社幹部の労使関係に関する方針及び国労に対する姿勢

① 会社のY2代表取締役社長（以下「Y2社長」という。）は、62年8月6日、東鉄労第2回定期大会に出席し、「……一企業一組合というのが望ましいということはいうまでもありません。残念なことは今一企業一組合という姿でなく、東鉄労以外にも二つの組合があり、その中には今なお民営分割反対を叫んでいる時代錯誤の組合もあります。……皆さんにお願いしたいのは、このような迷える小羊を救ってやっていただきたい、皆さんがこういう人たちに呼びかけ、話合い、説得し、皆さんの仲間に迎え入れて頂きたい……」旨挨拶した。

② 会社のY3東京圏運行本部長は、63年2月11日、東鉄労東京地本第3回定期大会に出席し、「今後も東鉄労と本当の意味で良きパートナーとなり、会社の発展に向け努力していきたい」、「いまだに国鉄分割・民営化に反対する等の考えをもった集団があり、投書や抗議があるが、会社としてはこの様な過去に目を向けている集団は、無視していけるようにしていきたい」旨挨拶した。

(2) 品川地区現場長会議等の状況

① 運行本部管内では、東京地区（東京、有楽町、新橋、浜松町、田町の各駅等）、品川地区（品川、大井町、大森、蒲田の各駅等）等各地区ごとに、地区内の駅長、保線区長ら現場長等が集まって、月に1回程度の割合で地区現場長会議が開催され、同会議には運行本部から関係部長らが出席していた。

② 62年9月4日の第6回品川地区現場長会議に運行本部からY4課長

が出席し、同課長は、国労の動向として、第51回定期大会で、労使共同宣言締結等を拒否した修善寺大会における路線を再確認したこと等を報告した。

また、同年10月2日の第7回品川地区現場長会議には、運行本部からY5課長及び上記Y4課長が出席した。同会議において、品川地区の各駅等の業務を統括する地区駅長であるY6品川駅長は「東鉄労の役員が管理者を含め各現場へ立ち入るのでよろしく」と、Y5課長は「鉄産労への流れを止めてもらいたい」と、Y4課長は「東鉄労組合員の助役の活躍の便宜を図ってもらいたい」と述べた。そして、現場への立入り方について、Y4課長が、オルグのため「東鉄労にだけ駅などへの立入りを認めるのはKの反抗があり、差別の問題が残る」と発言したのを受けて、Y6品川駅長は、オルグに入る際、東鉄労は組合員の立場ではなく、個人の立場で「〇〇さん、いますか」と言っている旨述べた。

(3) 東鉄労の組織拡大の行動

東鉄労は、初めての統一行動として、62年11月を第一次「組織強化・拡大月間」、同年12月を第二次月間とし、同年10月下旬から組織拡大を図ることとした。東鉄労東京地本は、同年11月28日、第二次月間では62年度末までに同地本の組織率75パーセント達成を目標に取り組むことを決定した。

(4) 運行本部管内の63年1月の人事異動

運行本部は、管内の駅等の職場の活性化を図るとして、63年1月16日から同月31日にかけて人事異動を行った。この人事異動により、山手線の各駅に勤務していた国労新橋支部所属の組合員97名は、山手線以外の駅又は要員機動センターに配置転換された。品川駅では、同月中旬過ぎから、国労同駅分会の執行委員1名と執行委員経験者5名を含む12名が上野要員機動センター等へ配置転換され、浜松町駅では、同月16日及び同月26日、国労同駅分会の分会長、執行委員及び青年部常任委員らを含む5名が上野要員機動センター等への配置転換の発令を受け、また、原宿駅では、同月26日、国労同駅分会の分会長、書記長を含む執行委員4名が上野要員機動センター等への配置転換の発令を受けた。

2 4(5)②中「直属の部下である」を「同人の配下にある輸送係の」に改める。

3 4(6)①中「63年1月31日」から「東鉄労品川駅分会執行委員）は」までを「Y7内勤担当助役（以下「Y7助役」という。東鉄労品川駅分会執行委員）は、旅客案内、遺失物取扱い等の業務を担当しており、駅長や首席助役らが不在の夜間においては、営業業務の責任者となっていた。63年1月31日午後2時頃、同助役は」に改める。

4 4(6)②中「と、同助役の国労脱退の誘いを断った」を「と言った」に改める。

- 5 5(5)①中「東鉄労浜松町駅分会組合員」は」の次に「駅長が不在の夜間においては、交替で駅長の業務を代行していた。同助役は」を加える。
- 6 6(2)⑤を次のように改める。
- ⑤ 同年10月初め、Y 8 駅長は、駅長室から出てきて、勤務を終えて着替え中であつた営業係の国労原宿駅分会副分会長 X 2（以下「X 2」という。）に、「田舎に帰るのは無理だな。うちの組合に来れば望みがある……うちの組合に来ないか」と言った。また、同月29日、同駅長は、X 2 に対し「改札の責任者になってほしい。そのためには今の組合ではだめだ」と言った。
- 7 7(1)中「給電区三つのうち」を「給電区五つのうち」に、「下図のとおりである」を「下図のとおりであり、区長は、「区業務全般の管理及び運営」を職務としていた」に、それぞれ改める。

第3 当委員会の判断

- 1 会社は、次のとおり主張する。
- (1) 初審命令は、Y 2 社長やY 9 東京駅長の発言等をもって、会社が国労を嫌悪し、その解体ないしはその弱体化を希求した等と判断するが、これは、兩名の発言当時の会社の経営状況、労使事情、発言全体の趣旨、発言するに至った経緯等を見無視し、ただ「言葉の端」をとらえて認定ないし判断したものである。
- また、初審命令は、意識改革について、「意識改革とは、J R 関係の不当労働行為事件においては、結局、国労を脱退する意味合いで使われているものと解される」とし、判断の根拠としている。しかしながら、会社が求めている意識改革とは、国鉄当時の親方日の丸意識を払拭し、現状について厳しく認識し、新会社の経営基盤を確立すべく、自らの職責を自覚し、民間会社にふさわしい意識と行動力にあふれた社員になるよう意識を転換してもらうことであり、決して国労脱退という意味合いで使用されてはいない。
- (2) 初審命令は、本件首席助役、総括助役、駅長及び区長が、国労新橋支部所属の組合員に対して行った一連の言動は、その地位を利用して、会社の意を体し、国労からの脱退を勧奨したものとし、組合の組織運営に対する支配介入に当たり、会社がその責を負うべきものとしている。しかしながら、首席助役、総括助役、駅長及び区長は、助役、駅長、区長としての立場で社員に対し指導・教育をしたのであり、これは、正当な職務行為である。
- (3) 初審命令は、東鉄労組合員である品川駅及び浜松町駅の助役の行為を、単純に東鉄労組合員としての立場のみからでなく、部下を持つものは部下の国労組合員に対し、そうでない者も助役という優位にある職制を利用して、より低位にある国労組合員に対して、人事に関する職制上の影響力等を背景にして、国労からの脱退と東鉄労への加入を勧奨したものと認められるとする。しかしながら、人事に関する権限者は所属長であり、勤務箇所長である駅長や区長、ましてや助役には何らこの種の権限はな

いのであって、東鉄労組合員である品川駅及び浜松町駅の助役は、職制上の地位を利用して行ったものではなく、東鉄労及び東鉄労分会の組織拡大決定に基づき、東鉄労組合員としての立場で国労新橋支部所属の組合員に対し、東鉄労加入を勧めたものである。

2 よって、以下判断する。

(1) 会社における労使事情等について

前記第2によりその一部を改めて引用した本件初審命令理由(以下「初審命令理由」という。)第1の2(1)認定のとおり、会社設立後、会社においては、62年8月6日、東鉄労の第2回定期大会に出席したY2社長が会社の方針に反対している国労を批判し、一企業一組合が望ましい旨の国労を嫌悪する発言を行ったり、また、63年2月11日、東鉄労東京地本の第3回定期大会に出席したY3東京圏運行本部長が国労の運動方針やその運動に関わっている社員を排斥し、東鉄労と本当の意味での良きパートナーとなり、会社の発展に向けて努力していきたい旨の発言を行う等、会社は、国労と東鉄労が対立する中で、東鉄労の組織拡大と国労の組織縮小を望んでいたものと認められる。

また、同2(2)認定のとおり、62年9月4日の第6回品川地区現場長会議において、運行本部の課長が、国労は第51回定期大会で、労使共同宣言締結等を拒否した修善寺大会における路線を再確認したこと等の国労の動向を報告し、また、同年10月2日の第7回同会議において、地区駅長や運行本部の課長らが、「東鉄労の役員が管理者を含め各現場へ立ち入るのでよろしく」、「東鉄労組合員の助役の活躍の便宜を図ってもらいたい」等と発言していることからみると、同会議においては、国労の動向や東鉄労組合員である助役による国労組合員に対する働きかけについても具体的に話し合われていたものと認められる。

(2) 本件首席助役、総括助役、駅長、区長及び助役の言動について

① 品川駅のY10首席助役のX3に対する言動について

初審命令理由第1の4(3)認定のとおり、62年夏過ぎから、Y10首席助役は、X3に対し「いまの組合じゃだめだぞ」、「山手線内にはいられない」等と言ったり、63年2月8日、「今のままいたんでは鉄道の仕事は続けられなくなると思いますよ、それでもいいだね、どうなんですか」、「あなたが所属している組合は、激減しているじゃないですか、品川駅のなかでは確かに多いかもしれないが、よそへ行ったら通用しないよ」等と述べたりしている。同首席助役の上記発言は、X3の所属組合を問題にし、同人が国労組合員であることに対して人事上の不利益を示唆したものであり、国労からの脱退を勧奨したものとみるのが相当である。

② 品川駅のY11総括助役のX4に対する言動について

初審命令理由第1の4(4)認定のとおり、63年2月9日、Y11総括助役は、X4との面接において「そういう意識改革じゃだめなんだ」、「八

ツ山信号には新しい血を導入しなくちゃならないので入替えをやる」、「若い人から出していく」と言って、X 4に「若い人を意識改革させなさい」と迫ったことは、上司としての指導・教育をなしたものとはいえず、上記発言中の「意識改革」という言葉が人事上の不利益と関連づけて使われていること及びX 4が八ツ山信号において国労組合員のまとめ役の一人であったことを併せ考えると、同総括助役の上記発言は、国労からの脱退を勧奨したものとみるのが相当である。

③ 品川駅のY 12助役のX 5に対する言動について

初審命令理由第1の4(5)認定のとおり、63年1月24日、Y 12助役は、同人の配下にあるX 5に対し「このままだとどうなるかわからないぞ」、「鉄道の仕事ができなくなるかもな」、「今のうちだ、考え直すのは」等と国労組合員であることに対して人事上の不利益を示唆し、翻意を促し、国労からの脱退を促す発言をしていることからすると、同助役の上記発言は、国労からの脱退を勧奨したものとみるのが相当である。

④ 品川駅のY 7助役のX 6に対する言動について

初審命令理由第1の4(6)認定のとおり、63年2月1日、Y 7助役は、X 6に対し「国労は会社の方針である分割民営化に反対している」、「会社の方針に反する組合にそのままいると、どうなるのか知っているのか」、「いまの職場にはいられないぞ」等国労組合員であることに対して人事上の不利益を示唆する発言をしており、これらの発言は、国労からの脱退を勧奨したものとみるのが相当である。

⑤ 品川駅のY 13助役のX 7に対する言動について

初審命令理由第1の4(7)認定のとおり、63年1月25日、Y 13助役は、X 7に、国労からの脱退に関して「何か国労を抜けるのに不安があるのかい」と言い、即答を得られなかったため、同年2月2日、同人及び同人の両親に会い、「あなたの息子さんは、現在会社の方針に反する組合に所属しているが、このままでは鉄道本来の仕事をこのまま続けていくことができるかどうか、私には責任が持てない」等国労に所属していることに対して人事上の不利益を示唆する旨の発言をしており、同助役の上記発言は、X 7の両親を通じて、同人の国労からの脱退勧奨を行ったものとみるのが相当である。

⑥ 浜松町駅のY 14駅長のX 8及びX 9に対する言動について

イ 初審命令理由第1の5(3)①認定のとおり、63年1月19日、Y 14駅長がX 8を駅長室に呼び、同人に対して庶務の仕事が続けたいのかと質し、同人がその意向を示したところ、「庶務として仕事をしたければKにいてはだめだ」等と発言したことは、同人が国労に所属していることを問題にし、そのことの故に人事上の不利益を示唆したものであり、同駅長の上記発言は、国労からの脱退を勧奨したものとみるのが相当である。

ロ 同5(3)②認定のとおり、同年2月9日、Y 14駅長は、X 9に「X 9

君は、青森の片田舎から出てきて、いまだに意識改革ができていないのか」と言ったのに対し、X9が「私は国労をやめる気はありません」と答えたところ、同駅長は、さらに「意識改革をしないのなら青森へ帰って日雇いでもやっている」と言っていることからすると、同駅長の上記発言は、指導・教育をなしているものとは認められず、国労からの脱退勧奨の意図をもって行ったものとみるのが相当である。

⑦ 浜松町駅のY15助役のX9らに対する言動について

初審命令理由第1の5(4)①認定のとおり、63年1月26日、Y15助役は、X9に対し「国労を脱退して労連にはいって、出札と一緒にやらないか」と言って、その後清算窓口で勤務中のX9に対し「マル」と「バツ」のサインを送り返事を求めている。また、同5(4)②ないし⑤認定のとおり、同月27日、同助役はX10に対し「よろしく」と言って、「国労脱退届・東鉄労加入届」を渡し、続いて自動券売機の保守作業をしていたX11に対し「Tは1月26日に国労を脱退した、だからあなたも考えろ」と言って、「国労脱退届・東鉄労加入届」渡し、さらにX12に対し、「国労脱退届・東鉄労加入届」を渡し、「あとで出してもらえないだろうか」と言った。そして、翌28日、同助役は、指定券類の受付業務をしていたX13に対し「ないしょだけど」と声をかけ、「国労脱退届・東鉄労加入届」を渡し、後日「あれ書いといてよ」と催促した。

これらの一連の言動は、上記⑥及び後記⑧判断のように、Y14駅長のほかY16助役が国労組合員に対する脱退勧奨を行っていたという当時の状況の中でおこなわれたものであること、さらに同助役が出札・改札を統括する責任者であり、唯一部下を持つ助役であったことからすると、その地位を利用し、国労からの脱退勧奨の意図をもって行った言動とみるのが相当である。

⑧ 浜松町駅のY16助役のX14に対する言動について

初審命令理由第1の5(5)認定のとおり、63年1月19日及び同月26日の2回にわたり、Y16助役は、X14に対し「国労にいるのを考え直したらどうか」、「国労が主任でいるのは困る」等と翻意を促し、国労からの脱退を促す発言をし、同月30日、勤務中のX14に「国労脱退届・東鉄労加入届」を渡し、同人がその場でこれに記入した後、同助役は、重ねて「国労でいるのは主任としてふさわしくない」等と発言している。同助役のX14に対するこれらの言動は、国労からの脱退を勧奨したものとみるのが相当である。

⑨ 原宿駅のY8駅長のX2の妻に対する言動について

初審命令理由第1の6(2)⑤認定のとおり、Y8駅長は、62年10月29日、X2に「改札の責任者になってほしい。そのためには今の組合ではだめだ」等と発言している。そして、同6(3)①認定のとおり、63年

1月16日、同駅長は、X2の勤務中に同人の妻と会い、同人の妻が「国労の話なんですか」と聞いたところ、同駅長は「まあ、そういうことです」と答え、X2について「今置かれている立場が、状況が危ない」ので「ご主人を説得できる人はいないのか」と述べたり、「奥さんからよく説得してほしい」と述べたりしている。さらに、同6(3)②認定のとおり、同月21日、同駅長は、X2に対し、重ねて国労からの脱退を促す趣旨の発言をしている。これらのことからすると、同駅長は、駅長という地位を利用し、X2を国労から脱退させるため、その説得に協力を得るがために同人の妻と会ったとみるのが相当であり、同駅長の言動は、X2の妻を通じてX2に対して国労からの脱退を勧奨したものとみるのが相当である。

⑩ 高崎給電区のY17区長のX15に対する言動について

初審命令理由第1の7(3)②認定のとおり、63年2月5日、Y17区長は、X15と個人面談をした際、「国労という組合の方針は完全に会社と対決姿勢をしている」と述べ、給電区の職場について「やはり国労の比率が高い」等と国労の比率を問題にし「会社が意図する方向に社員みんなが動かないじゃないか。……その組合にいることによって」等と国労の存在あるいは国労組合員であることは困る等の意味合いのことを述べ、「いつか勇気を出して自分で判断していかなければならないときがくる」等と国労からの脱退を促す発言をしていることからすると、Y17区長は、上記個人面談の機会を利用して、国労からの脱退を勧奨したものとみるのが相当である。

(3) 本件首席助役、総括助役、駅長、区長及び助役の言動の会社との関係について

初審命令理由第1の4(1)、同5(1)、同6(1)及び同7(1)認定のとおり、Y14駅長、Y8駅長及びY17区長は、駅あるいは区業務全般の管理及び運営を行い、また、同4(1)及び同5(1)認定のとおり、Y10首席助役は、駅全般の管理及び運営において駅長を補佐し、Y11総括助役は、輸送部門を総括し、Y12助役をはじめとする各助役は、社員管理台帳作成に当たって自分より下位の社員の第一次評定を行ったり、又は駅の社員の勤務状況を把握して、指導記録簿に記載したりメモや口頭で駅長等に報告したりしている。これらのことからすると、管理職であるY14駅長は言うに及ばず、Y10首席助役、Y11総括助役、Y8駅長、Y17区長並びにY12助役をはじめとする各助役は、現場における管理及び運営の責任を有する等、現場における職制上の地位を有していたものといえる。そして、同2(4)及び同4ないし同7認定のとおり、本件首席助役らの言動は、山手線各駅に勤務していた国労新橋支部所属の組合員97名が山手線以外の駅等に配置転換された人事異動と同時期の63年1月中旬から2月上旬にかけて集中してなされ、その発言内容の多くが国労組合員であることに対して人事上の不利益を示唆したものである。さらに、上記(1)で判断

したような会社における労使関係の状況、とりわけ本件発生前の62年10月2日に、品川地区現場長会議において、助役の国労組合員に対する働きかけについても具体的に話し合われていたことにもみられる当時の運行本部における労使関係の状況を併せ考えると、本件首席助役らによる本件国労組合員に対する言動は、そのほとんどが東鉄労の組合員である首席助役らにより行われ、したがって東鉄労の組織拡大のための組合員としての活動とみられる面もないわけではないが、総合的にみると、東鉄労の組織拡大と国労の組織縮小を望む会社の意図の下に連続して行われ、人事に関する職制上の影響力等を背景に、その地位を利用し、国労からの脱退を勧奨したものであり、これは会社の国労に対する支配介入の不当労働行為に当たるものである。

以上のことから、本件首席助役、総括助役、駅長、区長及び助役の言動について、労働組合法第7条第3号の不当労働行為に当たるとした初審判断は結論において相当であり、初審命令を主文のとおり改めるほかは、会社の再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成11年11月24日

中央労働委員会
会長 花見 忠 ㊟